

## 義務教育諸学校教科用図書検定基準 新旧対照表（漢字関係抜粋）

新基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）	旧基準（平成十一年文部省告示第十五号）
<p>第2章 各教科共通の条件      3 正確性及び表記・表現      (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一ではなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。</p> <p>第3章 各教科固有の条件      [国語科（「書写」を除く。）]      2 選択・扱い及び構成・排列      (1) 小学校の各学年において、小学校学習指導要領第2章第1節別表「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字については、<u>振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に必要な配慮を行った上で使用することができる</u>こと。</p> <p>(2) 「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字を使用する場合には、少なくとも単元ごとの初出の際に読み方を示すものとすること。</p> <p>(3) 小学校の第2学年以降の学年においては、「学年別漢字配当表」において当該学年の1年前の学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。</p> <p>(4) 中学校の第1学年及び第2学年においては、「学年別漢字配当表」において小学校の第6学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。      また、中学校の第3学年においては、「学年別漢字配当表」に配当されている漢字について文や文章の中で使い慣れることができるよう必要な配慮がされていること。</p> <p>(5) 新出の文字及び語句の提出の方法は適切であり、特定の単元やページに偏っていないこと。</p>	<p>第2章 各教科共通の条件      3 正確性及び表記・表現      (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一ではなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。</p> <p>第3章 各教科固有の条件      [国語科（「書写」を除く。）]      2 選択・扱い及び組織・分量      (1) 小学校の各学年において、次の場合には、<u>小学校学習指導要領第2章第1節別表「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字を必要に応じて使用することができる</u>こと。      ア 固有名詞      イ 専門的な用語      ウ 学習上特に必要と認められる場合      (2) 「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字を使用する場合には、少なくとも単元ごとの初出の際に読み方を示すものとすること。      (3) 小学校の第2学年以降の学年においては、「学年別漢字配当表」において当該学年の1年前の学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。      (4) 中学校においては、<u>3学年間を通して</u>、「学年別漢字配当表」において小学校の第6学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。      (5) 新出の文字及び語句の提出の方法は適切であり、特定の単元やページに偏っていないこと。</p>

別表

区分	表記の基準
漢字	<p>(1) 小学校において使用する漢字は、<u>国語科以外の各教科においても第3章の〔国語科（「書写」を除く。）〕の2の（1）の例によることができること</u>とし、その使用法については、「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(2) 中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができること。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(3) 固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず（1）又は（2）によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(4) 常用漢字の字体については、「常用漢字表」によること。ただし、教科書体活字を使用する場合には、「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準とし、その他の常用漢字については、これに準ずること。</p> <p>(5) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。</p>

別表

区分	表記の基準
漢字	<p>(1) 小学校において使用する漢字は、<u>国語科を除き「学年別漢字配当表」に示されたその学年までの漢字の範囲に限るもの</u>とし、その使用法については、「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(2) 中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができること。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(3) 固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず（1）又は（2）によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(4) 常用漢字の字体については、「常用漢字表」によること。ただし、教科書体活字を使用する場合には、「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準とし、その他の常用漢字については、これに準ずること。</p> <p>(5) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。</p>